

第 514 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 6 年 7 月 4 日(木) 午後 3 時 00 分～午後 4 時 10 分

場 所 愛知労働局 伏見庁舎 10 階 第 1・2 会議室

出 席 者

(公益代表委員) 小野木委員、鈴木委員、中山委員、長谷川委員、水野委員

(労働者代表委員) 安藤委員、上野委員、寺田委員、松下委員、松村委員

(使用者代表委員) 梶原委員、古閑委員、竹内委員、堀江委員、安田委員

(事 務 局) 阿部愛知労働局長、高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、吉田賃金調査員、久保賃金調査員

議 題 (1) 愛知県最低賃金の改正決定について (諮問)
(2) 愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の設置等について
(3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (諮問)
(4) 愛知地方最低賃金審議会検討小委員会の設置等について
(5) その他

議 事

○佐藤賃金指導官

報道関係の方、定時まで頭撮りのほうしていただいて、始まり次第、撮影中止としていただきたいと思います。

では、報道陣の方、頭撮りしていただいて結構です。

(冒頭撮影)

○佐藤賃金指導官

それでは撮影のほう、そろそろ終了していただきたいと思います。

では、定刻となりましたので、ただいまから第 5 1 4 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたしたいと思います。各委員の皆さまにおかれましては御多忙中の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は 5 名全員の出席、労働者代表委員は 5 名全員の出席、使用者代表委員は 5 名全員の出席となっております。本日は 15 名の委員全員出席でございますので、委員総数の 3 分の 2 以上となり、最低賃金法施行令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますことを併せて

御報告申し上げます。

本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料No.1 からNo.7 を配付しております。なお、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴の方がいらっしゃることを併せて御報告させていただきます。

本日は、第 49 期愛知地方最低賃金審議会委員による、令和 6 年度の第 1 回目の審議会となります。これより委員の皆さまを御紹介させていただきます。

会議資料のNo.1 として第 49 期委員名簿をお手元にお配りしております。お名前をお呼びし、御紹介と代えさせていただきます。

まず、公益代表委員の方から御紹介さしあげます。向かって右から、小野木昌弘委員、鈴木進也委員、中山徳良委員、長谷川ふき子委員、水野有香委員、以上 5 名の皆さまです。

次に、労働者代表委員を御紹介していきます。公益委員側から、寺田昭委員、松下克裕委員、松村実委員、安藤知子委員、上野都砂子委員、以上の 5 名の皆さまとなります。

続いて、使用者代表委員を御紹介していきます。公益委員側から、梶原弘司委員、古閑賢三委員、堀江公仁子委員、安田朗子委員、竹内弘一委員、以上 5 名の皆さまです。

なお、事務局となります愛知労働局職員につきましては、資料No.2 の名簿をお配りしておりますので、その名簿を御確認していただきまして、紹介に代えさせていただきますと思います。

それでは、本年度第 1 回目の最低賃金審議会の開催にあたりまして、愛知労働局長より御挨拶申し上げます。

○阿部局長

皆さん、こんにちは。愛知労働局長の阿部でございます。

本日は、第 49 期の愛知地方最低賃金審議会の今年度第 1 回目の会議ということでございます。委員の皆様方には、日ごろから最低賃金制度をはじめ労働行政の推進にあたりまして、多大の御理解、御協力を賜っておりますことを感謝申し上げます。

最低賃金を取り巻く状況につきましては、やはり経済情勢、それから物価の上昇、円安、エネルギー価格など、経済情勢いろいろ動いているということで、やはりいろんな厳しい状況あるかと思えます。後ほど、諮問後にまた諮問内容などについても御説明させていただきたいと思えますけれども、やはり国民の関心事項の一つになっているということでございます。

このような状況の中で、委員の皆様方には御審議にあたりまして御苦勞をかけることがあろうかと思えますが、充実した審議をお願いできればと思えます。冒頭ですので簡単に御挨拶させていただきます。よろしく願いいたします。

○佐藤賃金指導官

それでは、以後の進行につきましては、中山会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○中山会長

本年度も会長を務めさせていただきます中山と申します。よろしくお願ひいたします。会議の円滑な運営に努めて参りたいと思いますので、御協力をお願ひいたします。

それでは、次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

まず初めに、議題（１）「愛知県最低賃金の改正決定について（諮問）」に入らせていただきます。最低賃金の改正決定について、阿部局長から諮問がございますのでよろしくお願ひいたします。

○阿部局長

では、諮問文を読み上げさせていただきますと思います。

愛労発基 0704 第 1 号

令和 6 年 7 月 4 日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山徳良 殿

愛知労働局長 阿部 充

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、愛知県最低賃金(昭和55年愛知労働基準局最低賃金公示第6号)の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2024(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。ということで、諮問させていただきますと思います。

○平井賃金課長

そうしましたら、諮問文を渡す部分の撮影を可能とさせていただきますので、報道機関の皆様は中央の方に入っていただいても結構です。

(諮問文手交)

(報道機関撮影)

○中山会長

それでは、阿部局長から御発言をいただきたいと思います。よろしくお願いいたしますします。

○阿部局長

ただ今、令和6年度の愛知県最低賃金額の改定について諮問をさせていただきました。昨年度につきましては、愛知県の経済・雇用の実態、それから中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会報告等を十分に参酌した御審議をいただきまして、また、真摯に極めて精力的に行っていただいたというふうに理解しております。改めて感謝を申し上げたいと思います。昨年は、その結果41円引上げの1,027円となったところでございますが、審議会における御意見、それから御指摘なども踏まえまして、その後、労働局におきましては関係機関とも連携しながら周知に努めてまいりました。経済の成長と分配の好循環を実現するためにも生産性向上、それから物価対策などを進めていく必要性について感じたところでございます。

諮問文におきまして記載しております「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」、これは資料のほうにも入れさせていただいています、資料6の13ページのところから少し話をさせていただけると思いますが、その中では、「昨年の最低賃金の全国加重平均は1,004円」ということで、目指していた「全国加重平均1,000円」を達成した。引上げ額が全国加重平均43円で、過去最高の引上げ額となった。今年も、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払い能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっきりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民が連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」こととされておるところでございます。

また、個々の企業が賃金引上げをしやすい環境整備をしていくことが非常に大切となっております、「経済財政運営と改革の基本方針2024」、いわゆる骨太の方針ですが、これは資料7の20ページの2パラメのところをご覧くださいと思うのですが、「賃上げについては、労務費の転嫁円滑化に加え、商慣行の思い切った見直しを含め、業種・事業分野の実態に応じた価格転嫁対策に取り組むほか、医療・福祉分野等におけるきめ細かい賃上げ支援や最低賃金の引上げを実行する」ということとされているところでございます。

私も愛知労働局におきましても、従来より中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けて、中小企業の設備投資やIT化といった生産性向上につながる取組についての支援ということで業務改善助成金等の周知、利用勧奨してきたところでございます。また、関係機関とも連携して価

格転嫁対策の取組を進めたところでございます。こういったことによりまして、経済の好循環の流れに乗って、賃金全体が上がっていき、それに併せて最低賃金も上がっていくという環境整備に向けた取組をやはり進めていくということが必要かと思っております。

このような環境下ということになりますけれども、できるだけ早期に、できれば10月1日の発効を目指して御審議をいただければ幸いと思っておる次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐藤賃金指導官

報道陣の方々、すみませんが撮影はここまでとお願いしたいと思います。

○中山会長

ただ今、局長の方から諮問を受けましたので、愛知地方最低賃金審議会として愛知県最低賃金の改正について、今後、真摯に審議を行うことといたします。

続きまして、議題(2)「愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会の設置等について」に入ります。愛知県最低賃金の改正決定に関する審議につきましては、最低賃金法第25条第2項に基づき、専門部会を設置して審議することとなっております。愛知県最低賃金の改正決定に係る専門部会設置等について、専門部会委員の推薦公示及び関係労使の意見聴取をあわせて、事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

専門部会の設置は、最低賃金法第25条第2項に基となる規定があり、最低賃金審議会令及び最低賃金法施行規則で定めるところにより設置することとなります。まず、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について調査審議を求められた時は、専門部会を置かなければならないとされています。専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項で公労使同数とされ、最低賃金審議会令第6条第1項により、委員数は9人以内とされています。このため、公労使各3名の委員により組織されることとなります。労働者及び使用者代表である委員は、関係労使団体の推薦があった候補者のうちから愛知労働局長が任命します。委員の推薦に係る公示は、本日から7月18日(木)までの15日間行います。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定についての調査審議を行う場合、関係労使の意見を聴くこととなっており、意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示を本日から7月25日(木)まで22日間行います。説明は以上となります。

○中山会長

ただ今の事務局の説明について、何か御質問があればお願いいたします。

(質問等なし)

○中山会長

よろしいでしょうか。

続きまして、議題(3)「愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)」に入ります。特定最低賃金の改正に関する申し出状況について事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

本年3月29日に労働団体である、日本労働組合総連合会愛知県連合会から、6件の特定最低賃金の改正について意向表明がなされました。そして、本年6月21日に同連合会から愛知労働局長に対し改正5件にかかる申出書の提出がありました。

3ページ、資料No.3をご覧ください。改正の申し出のあった産業・業種は、この表にある5件であり、新設の申し出はありませんでした。ただ今より順に正式な名称を読み上げます。

1. 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 平成20年愛知労働局公示第3号
 2. 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 同公示第4号
 3. 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 同公示第5号
 4. 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金 同公示第6号
 5. 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金 同公示第9号
- 以上でございます。

○中山会長

ただ今、特定最低賃金5業種についての改正決定の申出があったとの御報告がありました。これに関し、愛知労働局長から諮問がございます。

○阿部局長

それでは、諮問文を読み上げさせていただきたいと思っております。

愛労発基 0704 第 2 号
令和 6 年 7 月 4 日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山徳良 殿

愛知労働局長 阿部 充

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和6年6月21日付けをもって申出代表者日本労働組合総連合会愛知県連合会会長可知洋二から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり下記5件に関する申出があったので、同法第21条により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

なお、改正の申出があった特定最低賃金下記5件については、先ほど事務局から説明したとおりでありますので、読み上げを省略させていただきたいと思っております。

(諮問文手交)

○中山会長

ただ今、局長から諮問を受けましたので、愛知地方最低賃金審議会として5業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議を行うことといたします。

続きまして、議題(4)愛知地方最低賃金審議会検討小委員会の設置等について」に入ります。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、従来から、愛知地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定により「検討小委員会」を設置して審議しております。本年度も「検討小委員会」を設置して、改正決定について審議することとしてよろしいかお伺いいたします。

労使ともよろしいでしょうか。

(承認の確認)

○中山会長

はい、それでは御承認いただきましたので、検討小委員会の設置・運営について、事務局から説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

愛知地方最低賃金審議会運営規程を4ページの資料No.4として、検討小委員会運営規程を6ページ資料No.5としてお配りしております。

愛知地方最低賃金審議会運営規程第3条において「会長は、審議会の議決により、特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」とされ、検討小委員会運営規程第2条により、「委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれ3名とし、各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。」とされています。これらの規程によりまして、会長が委員を指名し、小委員会を設けることとなっています。

○中山会長

ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

○中山会長

よろしいでしょうか。

それでは、検討小委員会運営規程第2条によりまして、検討小委員会委員を決定したいと思います。

事務局のほうからは、労働者側の被推薦者は、安藤委員、寺田委員、松村委員と伺っていますがよろしいでしょうか。

(労働者側委員了承)

○中山会長

使用者側の被推薦者は、梶原委員、古閑委員、堀江委員と伺っていますがよろしいでしょうか。

(使用者側委員了承)

○中山会長

それでは、労働者側委員として、安藤委員、寺田委員、松村委員、使用者側委員として、梶原委員、古閑委員、堀江委員を指名いたします。

公益委員のほうは、鈴木委員、長谷川委員、そして私、中山の3名が委員となります。委員の皆さまには、検討小委員会の円滑な運営につきまして、御協力をよろしくお願いいたします。

○中山会長

それでは最後に、議題（５）「その他」となっておりますが、労使各側から何かありますでしょうか。労働者側いかがでしょうか。

○寺田委員

労働者側の寺田と申します。よろしく申し上げます。

本日、本年度の審議会をスタートするにあたり、改めてではありますが労働者側より地域別最低賃金と特定最低賃金に対する我々の考えや思いをお伝えさせていただきたいと思っております。資料の方を入れていただいておりますので、そちらを御確認いただけたらと思っております。それと、一番最後のほうのページ数が振られていますが、42ページの次のページになります。そちらを御確認いただければと思っております。

まず、地域別最低賃金について4点申し上げたいと思っております。まず一点目は、昨年度も同じ時期に申しあげた物価上昇についてでございます。直近の2024年の5月の消費者物価（総合）は前年同月比で2.8%の上昇となり、昨年より3%前後の高水準で推移しており、最低賃金近傍で働く者にとっては非常に厳しい生活が続いている状況であります。生活水準の維持・向上の観点からも消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要であります。

次に2点目は、今年の春闘での賃上げの流れを最低賃金の引上げにしっかりつなげることです。連合愛知の春闘の集計結果では、回答を引き出した組合のうち9割が賃金改善分、いわゆるベースアップという部分ですね、というところを獲得しております。額・率ともに昨年の結果を大きく上回る、大きく超えて2013年以降で最も高い水準となりました。この賃上げの流れは昨年に引き続き、一層の広がりを見せている状況かと思っております。この賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、組合のない企業等で働く労働者の労働条件向上へ波及させるべきであり、これが最低賃金審議の本質であると考えておりますのでよろしく願いいたします。

次に3点目になります。現行水準についてでございます。昨年、愛知県は1,027円と1,000円を超えましたが、年収換算すると205万円程度で、まだまだワーキングプアの状況であるかと思っております。労働の対価としてふさわしい水準とするためにも、地域相場が示している様々な地域水準を踏まえた最低賃金にする必要があると考えております。

最後に4点目です。同一労働同一賃金の観点です。最低賃金の引上げは同一労働同一賃金の流れを社会全体で後押しすることにつながり、愛知県勤労者の約4割を占めております、有期・短時間・契約等で働く労働者のやりがい・働きがいの向上につながる重要なものでありますので、その点も加味した審議を進めていきたいと思っております。以上4点、地域別最低賃金についての我々の考え方を申し上

げさせていただきます。

次のページですね。こちらにつきましては特定（産業別）最低賃金についてです。まず、これまでもお伝えしてきた基本的な考え方を2点お伝えさせていただきます。

1点目は意義と目的です。特定最低賃金は法に基づく、企業の枠を超えた労働条件決定システムです。未組織労働者に波及させることによって賃金格差の是正につながることに加え、人材確保、産業の健全な発展へとつながっていくことから特定最低賃金は重要な位置づけであるといえます。

続いて2点目として、労働協約ケースで申出を行っている重要性についてです。労使の締結を基礎として、産業全体の賃金の底上げ・格差是正の役割を果たしています。今年度においても、申出した、先ほど御紹介があった5業種については労働協約ケースで申出を行っており、適用労働者数の3割から7割を占める、当該労使が合意した賃金協定（労働協約）のもとで申し出たものであります。産業を取り巻く情勢や課題を熟知している当該産業の関係労使の意思を尊重する審議を労働者側として強く求めていきたいと思っております。

最後に次のページでございます。最後に特定最低賃金の重要性についてもう一点お伝えさせていただきます。こちらの資料にあるとおり、日本の経済社会を新たなステージへの移行や好循環を実現するためにも、この賃上げの流れを中小企業や労働組合のない企業・分野でも実現することが重要であって、実現するためにも生産性の向上と労務費を含めた価格転嫁の推進が必要であることは、公労使が同じ認識のもとに昨年より取組が多く進められてきたかと思っております。

続いてのページでございます。その生産性向上と適正取引・価格転嫁と賃金の関係は、この図にあるとおりになるかと考えております。価格転嫁、材料費や労務費をしっかりと価格に転嫁することによって利益確保、利益増につなげて、その利益を公正に分配することで生産性向上につながり、好循環が生まれてくるというふうな流れだと思っております。生産性向上に向けては賃上げも重要となりますが、その中でも特定最低賃金が有効な手段となると考えております。労使で取組むきっかけとなる、企業の垣根を越えることによって、一企業では難しい取組が進めやすくなる。産業全体で水準を上げることにより、人材確保での競争力の向上につながる。これらのことに寄与することから、産業全体で生産性向上を実現するためにも特定最低賃金は重要な位置づけにあると考えております。少し長くなりましたが、地域別最低賃金と特定最低賃金についての労働者側の考えと想いを述べさせていただきました。

○中山会長

ありがとうございました。今後の審議会ですらいろいろ議論していきたいと思いま

す。では、使用者側お願いいたします。

○梶原委員

使用者側委員を代表いたしまして、私の方から一言申し上げたいと思います。これから始まる議論におきましては、最低賃金に関する社会的な要請、それから物価上昇、それから今年の春の賃上げ、企業における賃上げの状況、あるいは人の確保、人材の確保・定着、そういった観点から今年度の最低賃金を引上げるというような争点については、我々使用者側についても理解をしておるところでございます。

ただその一方で、使用者側委員として申し上げたい点につきましては、エネルギー価格、それから原材料費、そういったような大幅な高騰、こういったものが企業経営に対する影響ですね、収益に大きな影響を及ぼしているということも、これまた事実であると考えております。そしてこのようなコスト増が、適切な価格転嫁という形で展開されているのか、あるいはサプライチェーン全体としての付加価値、こういったものが適切に分配されているのか、というようなことを特に中小企業、小規模の企業、こういったところが大変、現状でも厳しい状況にいるというふうに聞いておりますので、こういった現状も当然踏まえるべきだというふうに考えております。

で、地域別最低賃金の決定にあたりましては、法律、最低賃金法で定められた法の原則の3要素がございます。1つ目が労働者の生計費、2つ目が労働者の賃金、それから3つ目が通常の事業の賃金支払い能力、まあこの3要素を考慮するというふうにされておりますので、この3要素と先ほど申し上げました企業をめぐる情勢、こういったものを勘案しながら、この愛知でこういった形で金額として反映させていくべきかというようなことにつきまして、これから真摯に議論してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○中山会長

ありがとうございます。経済状況等、まだこれから審議などの過程でまた議論をしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。他の委員の方から何か御発言があればお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。御異議でもよろしいですが大丈夫ですか。

事務局からそれでは、何か連絡事項はございますでしょうか。

○平井賃金課長

別途配布しております資料について、御連絡をいたします。

資料にありますように、赤のインデックスで付けております要請文等、別途配

付させていただきます。順次、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、赤のインデックスの1番についてでございます。本年6月4日付けで全労連東海北陸地方協議会議長より、愛知労働局長及び愛知地方最低賃金審議会会長あて、「歴史的な物価高騰と過去最長の実質賃金低下のもとで最低賃金1500円以上への引上げと全国一律制を求める要請書」が提出されています。

裏面ですが、その中で、

1. 中賃の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために最低賃金を1,500円以上に引き上げること。
2. 大幅な物価上昇や経済情勢変動時には、年1回に限らず改定を行うこと。
3. すべての働く人に人間らしい生活を保障するために、最低賃金を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現し、地域間格差の是正を国に働きかけること。
4. 最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること。
5. 最低賃金審議会労働者代表委員任命については、労働組合運動において運動方針を異とする潮流・系統が存在する以上、労働者委員構成においても多様性を有したものとすること。最低賃金の影響を直接受ける非正規労働者の当事者と女性を4割以上任命すること。専門部会委員についても同様とすること。公益委員については、最低賃金の改定について専門的知見を備えた委員の選任を行うこと。
6. 専門部会二者協議を含め全部公開するとともに、審議会や専門部会で女性や非正規労働者が意見陳述を行う機会を設けること。また、すべての審議・協議の議事録を作成し全部を公開すること。
7. 最低賃金審議会の日程や委員の改選などについて、情報提供を求めるものに適宜行うこと。(一部の局で後退した)
8. 大幅に増加する労働行政の需要に対応するために、公共職業安定所や労働基準監督署など都道府県労働局の正規職員を増員し、労働行政体制拡充・強化を行うこと。との要請がなされています。

赤色のインデックス2番についてですが、本年6月4日付けで愛知県労働組合総連合議長より、愛知地方最低賃金審議会会長あて、「最低賃金を1,500円へ」「国に中小企業支援の要望」「すべての審議の公開」を求める要請書」が提出されています。その中で、

1. 愛知県最低賃金を1500円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、社会保険料の事業主負担分を免除・軽減するなど中小企業に対する特別な財政措置を行うことを政府に

求めること。

3. 愛知地方最低賃金審議会の「専門部会」を二者協議も含めて全て公開すること。
4. 愛知地方最低賃金審議会(専門部会)で労働者の意見陳述の場を儲けること。との要請がなされております。

赤色のインデックス3番についてです。本年4月17日付けで第101回栄総行動実行委員会実行委員長、全労連・全国一般労働組合愛知地方支部名古屋地域支部執行委員長、JMITU愛知地方支部愛知支部執行委員長、障害者労働組合組合員より、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、愛知労働局長及び愛知地方最低賃金審議会会長あて、「全国一律最低賃金制度の早期法制化実現と中小企業支援策を先行させ緊急に現下の高物価を上回る愛知地方最低賃金の大幅引き上げの再改定を行うこと等の要請」が提出をされています。その中で、

1. 全国一律最低賃金制を早期に実現してください。
2. 愛知地方最低賃金審議会を、即時開催して改定額の諮問を行ってください。
3. 物価高騰を大幅に上回る改定額を決定してください。その際、いわゆる3要素のうち、労働者の生計費を基礎とすることを原則に、中小企業への積極的助成措置を先行して講じることにより三要素のうち「支払い能力」を削除してください。
4. 最低賃金に関する基礎的な調査統計を毎年12月にも実施して、物価動向をにらみながら、年2回以上改定できる体制と条件を整えてください。
5. 愛知地方最低賃金審議会の機構と運営を県民の声を聞き、開かれた審議会として、すべての審議議事録を全面開示するなど、抜本的に民主化してください。とくに専門部会の個別協議も全面公開してください。万一公開できない場合においても、議事録を公開してください。
6. 愛知労働局は、毎年決定される時間額について、健康で文化的な最低限度の生活を営むに足りる適正な額であることを、時間給で働く労働者の実態調査に基づき最低賃金として適正である根拠を検証し、裏付けられるかどうかを、具体的に資料を示すなどして回答してください。
7. 愛知地方最低賃金審議会の審議において、青年、女性、非正規労働者など幅広い層からの意見陳述を実現してください。
8. 労働者側委員は、「連合」愛知独占ではなく、異なる潮流からも選任してください。との要請がされています。

さらに、インデックスの4番についてですが、同年6月4日付けで、「緊急要請ただちに愛知地方最低賃金審議会を再開し、現下の高物価を上回る最賃額の大幅引き上げの再改定を、中小企業支援策を先行させて行うことの要請」が提出をさ

れております。で、裏面になりますが、その中で、

1. 愛知地方最低賃金審議会を即時開催して、今年度の再度の改定額 1500 円以上の諮問を行ってください。
2. 物価高騰を大幅に上回る改定額を決定してください。その際、いわゆる 3 要素のうち、労働者の生計費を基礎とすることを原則に、中小企業への積極的助成措置を先行して講じることにより三要素のうち「支払い能力」を削除してください。
3. 最低賃金に関する基礎的な賃金等調査統計を毎年 12 月にも実施して、物価動向を的確に判断しつつ、年 2 回以上（少なくとも 10 月と 4 月）改定できる体制と条件を整えてください。
4. 全国一律最低賃金制を早期に実現してください。との緊急要請がなされております。

インデックスの 5 番についてですが、本年 2 月に、第 101 回栄総行動実行委員会実行委員長より、愛知労働局長及び愛知地方最低賃金審議会会長あて、申入書が提出され、またインデックスの 6 番ですが、6 月 4 日付けで、「全国一律最低賃金制度の早期法制化実現と、中小企業支援策を先行させ緊急に現下の高物価を上回る愛知地域最低賃金の大幅引上げ、1500 円以上の改定を行うこと等の要請【解説等】」が提出をされています。その中で、

1. 物価高騰を大幅に上回る地域別最低賃金の引き上げをして、1500 円以上に改定してください。
2. 新たな最低賃金の引上げ目標を早急に決めること。
3. 最低賃金審議会の審議を低賃金労働者の意向を反映できるものにする事。
4. 最低賃金審議会の労働者委員に低賃金労働者の代表を入れること。度重なる労働者委員の任期途中での辞任・交代について任命権者・推薦労組の責任を問う。公益委員のより適正な人選も求める。との要請がなされております。

赤色のインデックス 7 番についてですが、本年 6 月 27 日付け、愛知県労働組合総連合より、愛知労働局長及び愛知地方最低賃金審議会会長あて、「愛労連最賃署名提出時の議長のコメント」、「【6 月 27 日に提出した愛労連最賃署名の関連資料一覧】」及び「生活改善、地域経済の好循環のために、愛知県最低賃金を 1,500 円とし、中小企業支援を求める要請」の署名 9,019 筆と「最低賃金を 1,500 円に！！」の電子署名 3,369 人分、合わせて、12,388 筆分の署名・賛同者の提出を受けております。

最賃署名提出時の議長のコメントでは、

1. 愛知県最低賃金を 1500 円に引き上げてください。
2. 中小企業への特別な財政措置が必要です。
3. すべての審議を公開してください。

4.意見陳述の場を設けてください。との要望がなされております。

集められました署名につきましては、ご覧いただきますとおり中央の机の上に置かせていただいております。参考までに電子賛同者名簿と署名名簿の一部を、これより委員の皆様へ回覧をいたします。見終わりましたら隣の委員の方に回していただくようよろしくお願いをいたします。

(署名及び電子署名の冊子を委員の間で回覧)

○鈴木主任賃金指導官

委員の皆様、署名の名簿等一覧、ご覧になりましたでしょうか。よろしいでしょうか。それでは併せて事務局より御連絡をさせていただきます。

今後の日程につきましては、現在中央最低賃金審議会の動向を踏まえて決定することになります。このため、同審議会の動向につきましてはできるだけ速やかに皆さまにお知らせしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中山会長

今、事務局のほうから御紹介があったとおりということになります。他に、労働者側、使用者側の方、何か御発言があればお願いいたしたいと思っております。

(意見なし)

○中山会長

よろしいでしょうか。では事務局より最後に、何かございますでしょうか。

○阿部局長

今日は諮問をさせていただいたところなのですが、実は一年前、ちょうど7月4日に愛知局長に着任しまして、初めての仕事が最賃審議の諮問でございました。実は、本日最後でございまして、最後の仕事が最賃諮問でございまして、諮問に始まり諮問で終わるという状況でございまして、明日から小林洋子という女性が局長に着任します。一年間、本当に皆様方に真摯な御議論いただきしっかりした対応をさせていただいたかなと思っております。本当にお世話になりました。ありがとうございました。引き続き、また後任者を含め、また事務局も含めどうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○中山会長

局長、どうもありがとうございました。では、以上をもちまして、本日の議事

は全て終了しましたので、第514回愛知地方最低賃金審議会を閉会といたします。本日は、皆さまお疲れさまでした。

。

(令和6年7月4日) 第514回愛知地方最低賃金審議会 議事録